

第**67**回

# 定時株主総会 招集ご通知

2025年4月1日

2026年3月31日

**日時** | 2026年6月26日（金曜日）午前10時

**場所** | 長野県駒ヶ根市北町22番1号  
当社本社6階会議室  
(後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）  
4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

**株式会社ヤマウラ**

証券コード：1780

証券コード 1780  
2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

株 主 各 位

長野県駒ヶ根市北町22番1号  
**株式会社ヤマウラ**  
代表取締役社長 山 浦 正 貴

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第67回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://yamaura.co.jp/ir/material/>

また上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東証上場会社情報サービス] <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)又はインターネット等により議決権を行使することができます。その方法につきましては、3ページ及び4ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご参照いただき、2026年6月25日(木曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 長野県駒ヶ根市北町22番1号  
当社本社6階会議室  
(後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 1 第67期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第67期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件  
**第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

### 4. その他招集にあたっての決定事項

#### 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

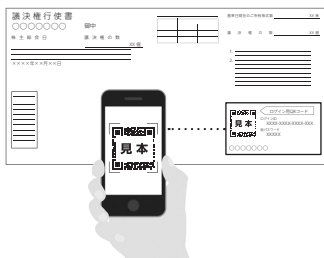


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

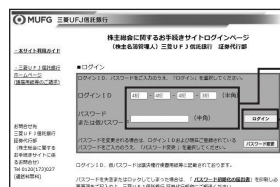
- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、また内部留保にも意を用いまして下記のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき17円00銭 総額326,862,859円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2026年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1.変更の理由

販路拡大・新たなサービスの提供のため。

### 2.変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 建築工事の設計及び請負</p> <p>② 土木工事の設計及び請負</p> <p>③ 電気通信工事、情報通信システム、電気通信機、情報機器の制御機器盤設計、製作、施工</p> <p>④ 鉄鋼製構造物、機械及び橋梁の設計、製作、施工</p> <p>⑤ 公害防止設備工事、公害処理プラントの設計、製作、施工</p> <p>⑥ 塗装、配管、舗装工事の設計及び請負</p> <p>⑦ 消防設備工事の設計及び請負</p> <p>⑧ 上水道工事の設計及び請負</p> <p>⑨ 下水道工事、清掃工事の設計及び請負</p> <p>⑩ とび、土工、コンクリート工事の設計及び請負</p> <p>⑪ 電気設備工事の設計及び施工</p> <p>⑫ 建設資機材のリース及び機械工具の製造、販売</p> <p>⑬ 産業廃棄物の収集、運搬及び焼却埋立等の処理</p> <p>⑭ 立体駐車場設備の製造、販売</p> <p>⑮ 医療用具の製造及び販売</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 建築工事の設計及び請負</p> <p>② 土木工事の設計及び請負</p> <p>③ 電気通信工事、情報通信システム、電気通信機、情報機器の制御機器盤設計、製作、<u>施工、修理、販売、リース、レンタル</u></p> <p>④ 鉄鋼製構造物、機械及び橋梁の設計、製作、施工</p> <p>⑤ 公害防止設備工事、公害処理プラントの設計、製作、施工</p> <p>⑥ 塗装、配管、舗装工事の設計及び請負</p> <p>⑦ 消防設備工事の設計及び請負</p> <p>⑧ 上水道工事の設計及び請負</p> <p>⑨ 下水道工事、清掃工事の設計及び請負</p> <p>⑩ とび、土工、コンクリート工事の設計及び請負</p> <p>⑪ 電気設備工事の設計及び施工</p> <p>⑫ 建設資機材のリース、<u>レンタル</u>及び機械工具の製造、販売</p> <p>⑬ 産業廃棄物の収集、運搬及び焼却埋立等の処理</p> <p>⑭ 立体駐車場設備の製造、販売</p> <p>⑮ 医療用具の製造及び販売</p>

現行定款	変更案
<p>①⑥ 農産物のバイオテクノロジーによる栽培の研究開発、バイオテクノロジー利用による飼料、肥料の製造、販売及びその製造プラントの製作、販売</p> <p>①⑦ 不動産の売買、賃貸借並びにその仲介及び土地の造成</p> <p>①⑧ 損害保険及び自動車損害賠償責任保険の代理業</p> <p>①⑨ 有価証券の売買、保有及び運用業務</p> <p>②⑩ 医薬品・医薬部外品の販売</p> <p>②⑪ マンションの建築、経営、施工資材に関わるフランチャイズ店の加盟募集及び指導、コンサルタント業務</p> <p>②⑫ 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>②⑬ 上記各号に関連付帯する一切の事業</p>	<p>①⑥ 農産物のバイオテクノロジーによる栽培の研究開発、バイオテクノロジー利用による飼料、肥料の製造、販売及びその製造プラントの製作、販売</p> <p>①⑦ 不動産の売買、賃貸借並びにその仲介及び土地の造成</p> <p>①⑧ 損害保険及び自動車損害賠償責任保険の代理業</p> <p>①⑨ 有価証券の売買、保有及び運用業務</p> <p>②⑩ 医薬品・医薬部外品の販売</p> <p>②⑪ マンションの建築、経営、施工資材に関わるフランチャイズ店の加盟募集及び指導、コンサルタント業務</p> <p>②⑫ 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業</p> <p>②⑬ <u>旅館、ホテルその他宿泊施設、それに伴う飲食施設・物品販売施設の経営及び管理運営</u></p> <p>②⑭ <u>不動産の運用、保有及び有効活用に関するコンサルタント業務</u></p> <p>②⑮ <u>不動産の証券化に伴う証券投資顧問業、投資信託委託業、投資法人資産運用業</u></p> <p>②⑯ <u>不動産特定共同事業法に基づく事業</u></p> <p>②⑰ 上記各号に関連付帯する一切の事業</p>

以上

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選任につきましては、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員であり監査等委員である社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。また監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はないとの結論に至っております。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は次のとおりであります。

1

やまうら  
山浦

まさき  
正貴

(1971年5月28日生)

再任



所有する当社の株式数

459,000株

取締役会への出席状況

13回／13回  
(100%)

#### 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2000年11月 当社入社  
2011年7月 当社執行役員駒ヶ根支店長  
2011年12月 当社取締役執行役員駒ヶ根支店長  
2013年12月 当社常務取締役執行役員管理本部副本部長  
2014年12月 当社取締役執行役員副社長  
2016年4月 当社代表取締役執行役員副社長  
2019年6月 当社代表取締役社長（現任）  
2022年6月 ヤマウラ企画開発(株)代表取締役社長(現任)

#### 取締役候補者とした理由

駒ヶ根支店長、管理本部副本部長等を経て、2019年6月から代表取締役社長、2022年6月からはヤマウラ企画開発株式会社の代表取締役社長も務め、グループ経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督など取締役会の機能強化に努めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役として企業価値向上の職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者として指名致しました。

2

ふじき きみあき  
藤木 公明

(1958年8月22日生)

再任



所有する当社の株式数

8,500株

取締役会への出席状況

13回／13回  
(100%)**略歴、地位および担当**

1977年 3月 当社入社  
 1995年 4月 当社松本支店長  
 2002年12月 当社常務執行役員長野支店長  
 2009年12月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼長野支店長  
 2011年12月 当社常務取締役執行役員営業本部長  
 2019年 6月 当社専務取締役執行役員営業本部長  
 2026年 4月 当社専務取締役上席執行役員事業統括本部長兼建設事業部長（現任）

**取締役候補者とした理由**

入社以来建築部門の施工管理から支店長の要職を歴任した豊富な経験を有しており、高度な専門知識とマネジメント能力を発揮して当社の顧客づくりに優れた実績を上げてきたことに加え、現在は、土木事業、エンジニアリング事業、および開発事業部門までの全事業を統括する責任者として、部門連係の強化に重要な役割を担っております。このことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名致しました。

3

あかはね かずなり  
赤羽 一成

(1957年1月17日生)

再任



所有する当社の株式数

17,435株

取締役会への出席状況

13回／13回  
(100%)**略歴、地位および担当**

2003年 8月 当社入社  
 2011年12月 当社執行役員営業本部副本部長兼佐久支店長  
 2014年12月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼佐久支店長  
 2020年 4月 当社取締役執行役員営業本部副本部長  
 2024年10月 当社取締役執行役員経営戦略室長  
 2025年 6月 当社常務取締役執行役員経営戦略室長  
 2026年 4月 当社常務取締役上席執行役員コーポレート部門管掌経営戦略本部長（現任）

**取締役候補者とした理由**

上記略歴のとおり、豊富な営業経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており2011年12月から営業本部副本部長および支店長を務め、当社の新エリアでの新規顧客の開拓に努め、提案力の強化による営業推進に貢献してきました。また、2024年10月からは経営戦略室長として新中期経営計画の策定に携わり、サステナブル社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、コーポレート部門全体を担う者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名致しました。

4

な か や  
中谷 亘

わたる

(1971年6月2日生)

再任



所有する当社の株式数

14,400株

取締役会への出席状況

10回／10回  
(100%)**略歴、地位および担当**

1994年 4月 当社入社  
 2006年 9月 当社辰野支店長  
 2013年10月 当社技術本部副本部長  
 2013年12月 当社執行役員技術本部副本部長  
 2025年 4月 当社執行役員技術本部長  
 2025年 6月 当社取締役執行役員技術本部長  
 2026年 4月 当社取締役上席執行役員技術本部長兼安全室長（現任）

**取締役候補者とした理由**

建築工事の施工管理及び営業に従事し、支店長等を経験後は本社技術本部にて、競争力及び収益力の強化に向けて事業戦略の遂行に注力してまいりました。現在は技術本部長として、土木事業及びエンジニアリング事業の全体を技術統括して、中長期的な企業価値の向上に努めております。これまでの実績に加え、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者として指名致しました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお各候補者が取締役役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役萩原浩一、中坪敬治、安部正明、中村文雄の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

1

はぎはら ひろかず  
**萩原 浩一**

(1958年1月23日生)

再任



所有する当社の株式数  
一株

取締役会への出席状況

13回／13回  
(100%)

### 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1981年 4月 駒ヶ根市役所入所  
2013年 4月 駒ヶ根市産業部長  
2016年 4月 駒ヶ根市総務部長  
2018年 4月 当社入社 内部監査室長  
2024年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

### 監査等委員である取締役候補者とした理由

上記略歴のとおり、駒ヶ根市役所在職中の豊富な経験に加え、当社の内部監査室長として培われた幅広い見識を有していることから、当社の経営について客観的視点で監査・監督していただける適切な人材と判断し、監査等委員である取締役候補者として指名いたしました。同氏が選任された場合には、経営全般はもとより、当社事業に関して客観的な立場から有益な提言をいただくため、監査等委員である取締役の候補者として引き続き選任をお願いするものであります。

2

あ べ ま さ あ き  
安部 正明

(1960年10月31日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数  
一株

取締役会への出席状況

13回／13回  
(100%)

**略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当**

1986年10月 新光監査法人名古屋事務所  
1992年 4月 公認会計士安部正明事務所代表 (現任)  
1992年11月 安部正明税理士事務所代表  
2011年12月 税理士法人安部会計代表 (現任)  
株式会社FUJI補欠社外監査役  
2024年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

**監査等委員である取締役候補者とした理由**

現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年0ヶ月となります。税理士、公認会計士の資格を有し、税務及び会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。それらを当社の管理・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役の候補者として引き続き選任をお願いするものであります。

3

な か む ら ふ み お  
中村 文雄

(1957年11月28日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数  
一株

取締役会への出席状況

13回／13回  
(100%)

**略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当**

1976年 4月 関東信越国税局総務部総務課  
2008年 7月 関東信越国税局調査査察部調査第三部門統括国税調査官  
2012年 7月 沼田税務署長  
2016年 7月 関東信越国税局調査査察部次長  
2017年 7月 水戸税務署長  
2018年 9月 中村文雄税理士事務所 (現任)  
2024年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

**監査等委員である取締役候補者とした理由**

現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年0ヶ月となります。税理士の資格を有しており、税務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役の候補者として引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 安部正明、中村文雄の両氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 安部正明、中村文雄の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者ではありません。
4. 当社は、萩原浩一氏、安部正明氏および中村文雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 第3号議案及び第4号議案が原案通り承認可決された場合、取締役会の構成及びスキルセットは次の通りとなります。

候補者の専門性と経験 (スキル・マトリックス)

氏名		企業経営	技術生産 品質	営業 マーケティング	ESG	財務会計	法務 リスク管理	人事労務 人材開発
山浦 正貴		○	○	○			○	○
藤木 公明		○	○	○			○	○
赤羽 一成		○		○	○	○	○	○
中谷 亘			○	○	○		○	○
萩原 浩一	監査等委員 社内				○		○	○
神戸 美佳	監査等委員 社外	○			○		○	○
安部 正明	監査等委員 社外	○			○	○		
中村 文雄	監査等委員 社外					○	○	○

(注) 上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

#### ■ スキル・マトリックス

取締役及び監査等委員の選任にあたっては、指名・報酬委員会において、中期経営計画の実現に向けて、取締役会が備えるべきスキルを分析・特定し、現時点で重要と考えるスキルを「企業経営」、「技術生産・品質」、「営業・マーケティング」、「ESG」、「財務会計」、「法務・リスク管理」、「人事労務・人材開発」として設定し、これらのいずれかについて専門的知見・経験を有し、かつ優れた人格を有する者を指名しています。なお、スキル・マトリックスの各スキルの定義は以下の通りです。

スキル	定義
企業経営	中長期的な持続的成長を見据えた経営方針・経営戦略を構築し、適宜適切な意思決定を行い、会社の事業全般を運営・推進する。
技術生産・品質	建築・土木・エンジニアリングの技術について、高度な専門的知識と十分な経験を有し、デジタル技術等を活用して各事業及び研究開発を推進する。
営業・マーケティング	建築・土木・エンジニアリングの当社各事業の市場動向に精通し、適切な営業戦略を描き推進する。
ESG	脱炭素等地球環境に対する社会的要請、企業の社会的責任を理解し、あらゆるステークホルダーとの調和を図りながら、非財務情報が将来的に財務数値に与えるインパクトを捉え、事業機会の創出につなげる知見を有する。
財務会計	企業経営を財務面から客観的に分析し、資本コストを意識した投資や還元の判断を適切に行い、必要な資金調達手段を検討するなど財務政策を立案するとともに、外部に対して適切な財務会計情報を提供する。
法務・リスク管理	企業法務に精通し、リスクコントロールにおける重要な判断、経営戦略における法務的評価を担う。また健全な倫理観に基づきコンプライアンス違反を未然に防ぐ。
人事労務・人材開発	将来に亘って事業継続が可能となり、企業ビジョンの達成に資する人材を育成する知識・経験等を有する。

# 事業報告

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景として景気は緩やかな回復傾向が続いてまいりました。一方で、地政学リスクの高まりに加え、イラン情勢の緊迫化等を背景としたエネルギー価格の変動、米国の通商政策による景気の下振れリスク、金融市場の不安定化等々、引き続きこれらの状況を注視していく必要があります。

建設業界においては、公共投資の底堅い推移や民間設備投資の持ち直しの動きも一部あり、建設投資全体としては堅調に推移しております。しかしながら、ナフサ価格の高騰に由来する建設資材価格の高止まりや建設技能人材不足の深刻化により、建設業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。今後の大型案件を見込んだ受注競争の激化などの影響で厳しい経営環境が予想されます。このような状況のもと、将来にわたる経営基盤となる地域への貢献、お客様から信頼される誠実施工を念頭に、各事業部でのドメインの強化と部門間連携を一層強め、DXを推進してヤマウブランドの強化を図り、新規顧客の開拓推進、新規分野での受注の確保に努めてまいりました。

その結果、製造業(食品・輸送用機器・精密他)、運輸業等の民間建築工事、水力発電関連設備の大型工事の受注も増加し、公共建築、国土強靱化計画を背景とした河川改修工事、道路工事の受注増、更には首都圏等におけるマンションの販売も総額で中期経営計画を上回っていることから、当社グループの連結業績は概ね堅調に推移しております。

当社グループの当連結会計年度における業績は、受注高(開発事業等含む)420億94百万円、前年同期比45億63百万円(12.2%)の増加、売上高405億26百万円、前年同期比49億12百万円(13.8%)の増収、営業利益42億59百万円、前年同期比3億67百万円(9.4%)の増益、経常利益45億66百万円、前年同期比5億97百万円(15.1%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益31億65百万円、前年同期比1億62百万円(5.4%)の増益となりました。

## 【事業の種類別セグメント】

### (建設事業)

建設事業内での営業・設計・施工の情報共有化と連携力を高め、またエンジニアリング事業部門との連携によって当社の強みを生かしつつ受注活動に重点を置いてきました。積極的なマーケティング戦略による新規企業顧客の獲得に努めました。特に、工場建築では3年連続長野県内施工実績ナンバーワンとなっており、グループの売上に貢献しています。その結果、受注高369億15百万円、前年同期比64億15百万円(21.0%)の増加、完成工事高354億71百万円、前年同期比68億34百万円(23.9%)の増収、営業利益51億45百万円、前年同期比7億87百万円(18.1%)の増益となりました。

### (エンジニアリング事業)

創業時から培った技術と多くの施工実績を持つ水力発電設備関連工事を始め、合成床版、大型産業機械など提案から製作・施工・メンテナンスまでの一貫体制の強みを活かしながら、建設事業と一体となった営業活動を行い新製品の開発や小水力発電見学会等の顧客指向の営業展開を推し進めて新規取引先の開拓に注力してきました。さらに、土木部門と連携し水力発電所の設備建設工事も受注する等、大型の案件受注や新規顧客の開拓も推進しました。その他、長年の実績から信頼の厚い水害対策構造物、橋梁、合成床版、大型精密製缶等のインフラ関連の受注に注力いたしました。その結果、受注高34億41百万円、前年同期比6億18百万円(15.2%)の減少、完成工事高30億69百万円、前年同期比9億35百万円(23.4%)の減収、営業利益5億48百万円、前年同期比1億19百万円(17.9%)の減益となりました。

### (開発事業等)

開発事業等につきましては、土地価格や建築価格の高騰等、先行き不透明な事業環境を鑑み、新規開発案件には慎重に対応し、完成物件の販売促進、リノベーション、買取再販事業に重点的に取り組みました。その結果、開発事業等売上高20億12百万円、前年同期比9億86百万円(32.9%)の減収、営業利益59百万円、前年同期比1億66百万円(73.8%)の減益となりました。

## (2) セグメント別営業の状況

当連結会計年度におけるセグメント別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	当 連 結 会 計 年 度 売 上 高
建 築 部 門	30,986
土 木 部 門	4,485
エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業	3,069
開 発 事 業 等	2,012
調 整 額	△26
合 計	40,526

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は、アスファルトプラントの改修、本社DXルームの新設、社内カメラシステムの更新、運搬車両の購入、3Dレーザースキャナーの購入など総額940百万円であります。これら設備投資に要した資金は、手持資金を充当いたしました。

## (4) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、増資あるいは社債発行等の資金調達は行っておりません。

## (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (8) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (9) 対処すべき課題

建設業を取り巻く事業環境として、公共投資は国土強靱化対策などにより当面の間は底堅く推移するものと見込まれる一方、民間の設備投資は、人手不足や原材料価格の持続的高騰などの影響による世界経済の減速懸念、そして地政学上のリスクが広がってきていることなどから予測が難しい状況にあります。また、米国の関税政策の影響も少なからずあり、今後の業績見通しは不透明かつ厳しさが増してくることが見込まれます。

このような状況下、当社グループは、

- ①お客様満足度の一層の向上
  - ②長期的な人材育成方針による技術者集団・技能者集団の形成、サプライチェーンの強化
  - ③各事業分野におけるドメインの強化と相互連携の強化によるシナジー効果の発揮
  - ④DX推進による生産性向上を通じた働き方改革とダイバーシティ&インクルージョンの推進
  - ⑤ガバナンスの徹底と社会的責任の実践
  - ⑥全業務プロセスにおけるGHG排出量の削減（カーボンニュートラルの実現）
  - ⑦資本政策の充実
- を基本方針に掲げました。

企業価値向上への取り組みを一層強化してまいりますので、株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (10) 財産及び損益の状況

区分 (単位)	期別	第 64 期	第 65 期	第 66 期	第 67 期
		自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日	自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日	自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日	自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日
受 注 高 (百万円)		37,550	47,860	37,531	42,094
売 上 高 (百万円)		31,381	37,546	35,613	40,526
経 常 利 益 (百万円)		1,965	4,150	3,968	4,566
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (百万円)		744	2,976	3,002	3,165
1株当たり当期純利益 (円)		39.36	157.24	158.63	167.22
総 資 産 (百万円)		25,866	31,981	30,835	36,007
純 資 産 (百万円)		17,244	20,477	23,268	26,180

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

## (11) 重要な親会社及び子会社の状況

子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ヤマウラ企画開発(株)	200百万円	100%	不動産の売買・賃貸借

当社の連結子会社は、ヤマウラ企画開発(株)1社であります。

## (12) 主要な事業内容

当社は、建設業法により、特定建設業者として国土交通大臣許可〔(般特-7) 第9358号〕を受け、建築、土木並びにこれらに関連する事業を行う他、水力発電設備機器、環境関連装置、情報通信設備、プラント設備、大型産業機械、橋梁等大型鋼構造物等の設計製作に関する事業を行っております。併せて当社と子会社であるヤマウラ企画開発(株)が不動産の売買、賃貸、宅地開発、分譲マンション事業を行っております。

### (13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
458名	9名増	43.1才	12.4年

- (注) 1. 上記従業員数には、嘱託、準社員、及びパートタイマーを含んでおります。  
2. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しております。

### (14) 主要な事業所

- ① 本社・建築・土木部門 長野県駒ヶ根市北町22番1号
- ② エンジニアリング事業部 長野県駒ヶ根市東町19番16号
- ③ 支店・営業所

名称	所在地
長野支店	長野県長野市青木島町青木島乙269-4
佐久支店	長野県佐久市長土呂南上中原764-3
松本支店	長野県松本市島立867番1
諏訪支店	長野県茅野市ちの字丁田2799番地1
辰野支店	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7475番地3
伊那支店	長野県伊那市中央417番地1
飯田支店	長野県飯田市育良町一丁目10番3
東京支店	東京都中央区日本橋三丁目8番2号
山梨支店	山梨県甲斐市西八幡1614-1

- ④ ヤマウラ企画開発(株) 東京都中央区日本橋三丁目8番2号

### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

- ① 発行済株式の総数 21,103,514株
- ② 株主数 44,844名
- ③ 大株主

株主名	株式数	持株比率
	千株	%
(株) 信州エンタープライズ	3,641	18.9
ヤマウラ従業員持株会	1,834	9.5
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,297	6.7
(株) 八十二長野銀行	945	4.9
山 浦 正 貴	459	2.3
綿半ホールディングス(株)	429	2.2
極東開発工業(株)	200	1.0
タカノ(株)	179	0.9
山 浦 泰 子	179	0.9
伊那食品工業(株)	133	0.6

- (注) 1. 当社は自己株式1,876,287株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。なお、自己株式には、役員報酬BIP信託(48,800株)及び株式付与ESOP信託(251,200株)は含まれません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ④ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## (2) 会社役員に関する事項

### ① 取締役に関する事項

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長	ヤマウラ企画開発(株)代表取締役社長	山 浦 正 貴
取締役副社長	執行役員 建設事業部長	保 科 茂 雄
専務取締役	執行役員 営業本部長	藤 木 公 明
常務取締役	執行役員 管理本部管掌 兼 経営戦略室長	赤 羽 一 成
取締役	執行役員 技術本部長	中 谷 亘
取締役 (監査等委員)	常勤監査等委員	萩 原 浩 一
社外取締役 (監査等委員)	税理士法人あおば会計社員税理士	中 坪 敬 治
社外取締役 (監査等委員)	弁護士 長野県人事委員会委員	神 戸 美 佳
社外取締役 (監査等委員)	公認会計士 税理士法人安部会計代表	安 部 正 明
社外取締役 (監査等委員)	税理士 中村文雄税理士事務所代表	中 村 文 雄

- (注) 1. 社外取締役中坪敬治氏、神戸美佳氏、安部正明氏、中村文雄氏は独立役員に指定しております。  
 2. 監査等委員中坪敬治氏、中村文雄氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査等委員安部正明氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査・監督機能を強化するために萩原浩一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

### ② 取締役の報酬等の額

	員数(名)	報酬等の種類別総額(千円)		報酬等の総額 (千円)
		固定金銭報酬	業績連動金銭報酬	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	7 名 (-) 名	144,037 (-)	52,000 (-)	196,037 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	5 名 (4) 名	28,210 (18,210)	- (-)	28,210 (18,210)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 2016年12月16日開催の第57回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額は年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)また、監査等委員である取締役の報酬総額は年額100百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は10名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定した決定方針と整合していることを確認しており当該決定方針に沿うものと判断しております。

当社の取締役の報酬等は、優秀な人材を確保するとともに、企業価値を持続的に高めるインセンティブとして十分に機能する体系とし、各職責を踏まえ、同業他社や社会情勢等を踏まえて適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬（固定金銭報酬）」「業績連動金銭報酬」により構成されており、基本報酬（固定金銭報酬）は、役位、職責に応じて世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮しながら総合的に勘案して決定するものとし、監査等委員である取締役に対する報酬は「基本報酬（固定金銭報酬）」のみとしております。支払い方法は年額を12等分して毎月支給しております。

短期の業績連動金銭報酬として取締役に対して賞与を支給しております。短期インセンティブの特徴を際立たせるため、連結経常利益を賞与算定の基礎とした業績指標としております。各取締役の役職貢献度等に応じて算出した額を年一定の時期に支給しており、当連結会計年度の連結経常利益は、4,566百万円となりました。

取締役の基本報酬及び業績連動報酬については、上記の方針によって決定されるため種類別の報酬割合については特段定めておりません。

また、2025年6月26日開催の第66回定時株主総会において、新たに当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象に、役位等に応じて当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（役員報酬BIP信託）の導入が決議されました。本制度は、2016年12月16日開催の第57回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額である年額300百万円以内とは別枠として、取締役に対して株式報酬を支給するものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会の審議を経たうえで、2021年2月21日の取締役会決議に基づき代表取締役社長山浦正貴が決定することとしております。

代表取締役社長は、全社の業績を俯瞰しつつ各担当役員の担当領域や職責の評価を行うに最適と判断しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とし、公平性確保のため指名・報酬委員会の答申を得た上で決定することとしております。監査等委員である取締役の個人の報酬額は、監査等委員会で決定することとしております。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### ア 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	中 坪 敬 治	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、同じく監査等委員会14回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、税務、会計処理の妥当性等について、適宜適切な提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	神 戸 美 佳	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、同じく監査等委員会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、ガバナンス、コンプライアンス等について、適宜適切な提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	安 部 正 明	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、同じく監査等委員会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、税務、会計処理の妥当性等について、適宜適切な提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	中 村 文 雄	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、同じく監査等委員会14回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、税務、会計処理の妥当性等について、適宜適切な提言を行っております。

##### イ 責任限定契約の概要

当社は、取締役萩原浩一氏、社外取締役中坪敬治氏、神戸美佳氏、安部正明氏並びに中村文雄氏との間で責任限定契約を締結しており、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

##### ウ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

#### ⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称  
かがやき監査法人
- ② 報酬等の額
  - a. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額  
33,000千円
  - b. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額  
－千円

合計	33,000千円
----	----------

(注) a.の報酬等の額については、会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分していないため、その合計額を記載しております。
- ③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額  
33,000千円
- ④ 監査等委員会が同意した理由  
当社監査等委員会は、かがやき監査法人の報酬について会計監査人としての業務内容、監査体制を考慮した結果、上記金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。
- ⑤ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- ⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。  
上記の他、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は、不再任に関する議案を決定します。

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針として次のとおり決議しております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令遵守をあらゆる企業活動の前提とする企業行動規範を定める。また、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、役職員のコンプライアンスの着実な実践とそのマインドの醸成を図る。
- ・管理本部総務人事部をコンプライアンス統括部門として、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、及び問題点の把握に努める。  
各事業部長をコンプライアンス責任者として、各事業部固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ・コンプライアンス責任者、取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに管理本部総務人事部に報告する。報告を受けた管理本部総務人事部は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議し、実施させる。
- ・管理本部総務人事部と監査等委員は、日ごろから連携して全社のコンプライアンス体制及び、コンプライアンス上の問題点の有無の調査に努める。
- ・管理本部総務人事部と監査等委員会は定期的に会合を持ち情報交換に努める。また、必要に応じて監査法人の出席を求め、意見の聴取を行う。
- ・職員の法令・定款違反行為については、管理本部総務人事部から賞罰委員会に処分を求め、役員の方令・定款違反については、監査等委員会が、取締役会に対して具体的な処分を答申する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

- ・取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、適切かつ確実に保存する。
- ・取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ・コンプライアンス、訴訟、環境、災害、品質、情報セキュリティーに係るリスクについては、それぞれの担当部署（ISO14001・ISO9001・ISO45001を統合したPAS99の事務局、災害対策委員会を含む）において、規則ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル

ルの作成、配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者、責任部署を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 社内の規定に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備するとともに、経営執行会議において担当役員、執行役員ごとの目標管理のレビュー・プレビューを実施する。

株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 子会社の内部管理体制に責任を負う取締役を取締役管理本部長とし、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、当社の内部監査室が定期監査を行い取締役会に報告する。
- ・ 子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については、事前協議を行う。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会の求めにより職務の補助者を設置する場合は、その独立性を保持する。
- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示命令下で職務を遂行し人事異動、評価等については予め監査等委員会の同意を得る。

取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて当社の企業集団に重大な損害を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況の内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行う。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告、情報提供を行う。

監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

- ・ 監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をした

ことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は、償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の遂行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員は必要に応じて重要な会議に出席して、意見を述べることができる。
- ・ 監査等委員会は職務の遂行上必要と判断したときは、取締役、使用人、及び会計監査人に対して報告を求めることができる。

財務報告の適正性を確保するための体制

- ・ 財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ・ 当社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる不法・不当要求行為に対しては、断固これを拒否することを基本方針としている。
- ・ この基本方針に基づき、本社管理本部総務人事部を対応統括部署として、不当要求防止責任者を選任し、必要に応じて所轄警察署や暴力追放運動推進センター等関連諸団体、弁護士等と連携して対応しており、社員に対しては、対策マニュアルをウェブ上に配信し定期的に関覧するなど研修を行っている。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、夫々の基本方針に基づいて具体的な取り組みを行うとともに、その運用状況について重要な不備がないか常時モニタリングを行っております。

また、役員及び執行役員各部門長が出席し、毎月2回開催される経営執行会議において、内部統制システムの重要性、コンプライアンスに対する意識付けを行っております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりであります。

当社は、2025年5月14日開催の当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、2025年6月26日開催の当社第66回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

#### 1.基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

#### 2.基本方針の実現に資する特別な取り組み

##### (1) 企業価値向上への取り組み

###### ①当社の経営理念と経営方針

当社は、豊かな大自然香る南信州に本拠を構えながら、その自然を大切に、地域の皆様との共生を会社経営の真髄として貫き、道路・橋・ダムなどの社会インフラから、学校・病

院・庁舎などの公共施設、ショッピングセンターやオフィス、そして工場など数々の地域住民の生活に重要な建築物・構造物の施工を通して、地域貢献をしております。技術を磨き、誠実さ、そして堅実な経営を旨として築いてきた信頼を、今後ともこの地域を地盤にさらに積み重ねていくことこそが、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

当社は創業以来、地域の安心・安全・快適な暮らしに貢献することを企業責任として、この長い信頼関係を将来的にもしっかりと維持・継続できる強い財務基盤づくりを優先して企業体力をつけてまいりました。一方ROEの高さは同業種の中では群を抜く位置にいるなど、高い自己資本と相反する収益力の強化にも力を注いでおります。

今後は、この財務基盤を基に、ここまで支えていただいた株主様への還元と資本効率向上を強化しつつ、新たな成長を遂げていくことを基本方針として取り組んでまいります。

## ②中期経営計画2025-for Vision2030

当社は、2030年度を見据えた2025年4月～2028年3月の3ヶ年を期間とする中期経営計画をスタートさせました。この1世紀で築いた基盤の上に次の1世紀へ向けたリスタートを切ります。上場後、長く安定的な業績を維持し続けてきましたが、ブランディングの強化（民間企業工場建設において3ブランド（イーファクト、オイシールド、アットワークス）を2021年度に立ち上げ（受注額：2021年度110億円から2024年度186億円へ拡大））などに取り組みはじめた2021年3月期からは、成長拡大へと軌道を変化させてきています。この流れをより確かなものとするため、①将来の柱となる事業への積極的投資と事業ポートフォリオの見直し、②キャッシュアロケーション、③資本の効率化、④株主への還元、を柱とした計画を実行してまいります。（※2025年5月14日発表の中期経営計画をご参照ください。）

### (2) コーポレート・ガバナンスについて

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させ、株主をはじめとする当社のステークホルダーの期待に応えるためには、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが経営上重要な課題であると認識しており、その基本は「迅速で効率的かつ積極的な事業経営」及び「経営の健全性と透明性の確保」であると考えています。当社は、自らの社会的責任を認識し、企業理念、経営指針及び行動規範に則り、当社グループ一体で実践に取り組んでまいります。

#### ②企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は、多様性と専門性を持った複数の独立社外取締役を含めて構成される監査等委員会が独立的かつ客観的立場で監査・監督を行うことに加えて、任意で設置の指名・報酬委員会との連携によりコーポレート・ガバナンスの実効性を確保しており、現状において最も有効であると判断しています。

### 3.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

#### (1) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記1に記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

#### (2) 本プランの概要

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>28,209,181</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,739,802</b>
現金預金	8,839,964	工事未払金等	2,944,561
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	12,998,636	未払法人税等	909,286
電子記録債権	860,763	契約負債	3,313,535
販売用不動産	3,075,861	賞与引当金	651,031
未成工事支出金	997,979	役員賞与引当金	29,200
開発事業等支出金	167,500	完成工事補償引当金	104,342
未収入金	981,182	工事損失引当金	30,721
短期貸付金	2,755	株主優待引当金	210,000
その他流動資産	284,538	未払消費税	239,755
<b>固定資産</b>	<b>7,798,320</b>	その他流動負債	1,307,367
<b>有形固定資産</b>	<b>4,176,723</b>	<b>固定負債</b>	<b>86,778</b>
建物・構築物	1,421,856	長期未払金	24,139
機械・運搬具・工具器具・備品	1,213,976	資産除去債務	13,206
土地	1,501,135	その他固定負債	49,432
建設仮勘定	39,754		
<b>無形固定資産</b>	<b>64,977</b>	<b>負債合計</b>	<b>9,826,580</b>
ソフトウェア	37,804	<b>純資産の部</b>	
その他無形固定資産	27,173	<b>株主資本</b>	<b>24,848,763</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,556,619</b>	資本金	2,888,492
投資有価証券	2,606,903	資本剰余金	2,344,439
出資金	293,246	利益剰余金	20,795,829
退職給付に係る資産	145,017	自己株式	△1,179,997
長期貸付金	29,096	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,332,157</b>
長期前払費用	34,509	その他有価証券評価差額金	1,223,214
敷金保証金	86,654	退職給付に係る調整累計額	108,942
繰延税金資産	23,102		
長期未収入金	2,697,843	<b>純資産合計</b>	<b>26,180,920</b>
その他の投資等	229,083	<b>負債・純資産合計</b>	<b>36,007,501</b>
貸倒引当金	△2,588,837		
<b>資産合計</b>	<b>36,007,501</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	38,540,533	
完 成 工 事 高		
開 発 事 業 等 売 上 高	1,985,987	40,526,520
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	31,314,895	
開 発 事 業 等 売 上 原 価	1,715,446	33,030,342
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	7,225,637	
開 発 事 業 等 総 利 益	270,540	7,496,178
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,237,128
営 業 外 収 入		<b>4,259,049</b>
受 取 利 息 配 当 金	93,789	
受 取 手 数 料	1,167	
受 取 保 険 金	66,957	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	148,506	
そ の 他 営 業 外 収 入	11,204	321,626
営 業 外 費 用		
支 払 資 産 除 却 損 失	9,453	
固 定 資 産 除 却 損 失	4,620	
そ の 他 営 業 外 費 用	577	14,651
経 常 利 益		<b>4,566,023</b>
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		<b>4,566,023</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,421,512	
法 人 税 等 調 整 額	△20,497	1,401,014
当 期 純 利 益		<b>3,165,009</b>
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		<b>3,165,009</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産計 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首の残高	2,888,492	1,995,602	18,189,807	△831,160	22,242,742	953,652	72,512	1,026,164	23,268,906
連結会計年度中の 変動額									
剰余金の配当			△558,987		△558,987				△558,987
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,165,009		3,165,009				3,165,009
自己株式の取得				△463,437	△463,437				△463,437
自己株式の処分		348,837		114,600	463,437				463,437
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額 (純額)						269,562	36,430	305,992	305,992
連結会計年度中の 変動額合計		348,837	2,606,021	△348,837	2,606,021	269,562	36,430	305,992	2,912,014
当期末の残高	2,888,492	2,344,439	20,795,829	△1,179,997	24,848,763	1,223,214	108,942	1,332,157	26,180,920

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項
  - 連結子会社の数 1社
  - 連結子会社の名称 ヤマウラ企画開発(株)
2. 持分法の適用に関する事項
  - 該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
  - 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
  - ・満期保有目的の債券……償却原価法
  - ・その他有価証券
    - 市場価格のない……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入株式等以外のもの 法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 市場価格のない……移動平均法に基づく原価法
    - 株式等
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法
  - 販売用不動産……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
  - 未成工事支出金……個別法に基づく原価法
  - 開発事業等支出金……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
  - 材 料 貯 蔵 品……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。建物、建物附属設備および構築物：3～56年、機械装置、車輛運搬具および工具器具備品：2～30年

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

受取債権および貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込み額を計上しております。

##### (4) 完成工事補償引当金

完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

##### (5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

##### (6) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持ち受注工事のうち損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。

## 5. 退職給付に係る会計処理の方法

### (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### (2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

### (1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価回収基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で工事契約に基づき収益を認識しております。

### (2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

## (表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「出資金」「長期前払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。同様に、前連結会計年度において「その他営業外収益」に含めていた「貸倒引当金戻入額」も、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(追加情報)

## 1. 役員株式報酬制度の導入

当社は、2025年6月26日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬と株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。

### (1) 制度の概要

役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みを採用しております。当該信託は「役員報酬 B I P 信託に関する株式交付規程」に基づき上記の取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当により取得し、その後当社が掲げる中期経営計画に対応する連結会計年度を対象期間として、役位に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に給付します。

### (2) 信託に残存する自社の株式役員報酬

B I P 信託に残存する当社株式を、当該信託における帳簿価額により純資産の部の自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は67百万円、48,800株であります。

## 2. 従業員株式報酬制度の導入

当社は、2026年2月12日開催の取締役会決議に基づき、当社の従業員（以下、「従業員」といいます。）に対して、当社への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員向け株式交付制度「株式付与 E S O P 信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

### (1) 制度の概要

株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「E S O P 信託」といいます。）とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、株式交付条件を満たした従業員に交付するものです。従業員が株式の交付を受ける時期は、原則として毎連結会計年度終了後ですが、従業員に対して交付する株式には、従業員の退職時まで譲渡制限を付すものとします。

### (2) 信託に残存する自社の株式

E S O P 信託に残存する当社株式を、当該信託における帳簿価額により純資産の部の自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は396百万円、251,200株であります。

### 3. 保有目的の変更

前連結会計年度末において「販売用不動産」に計上していた土地61,292千円を「固定資産」に振替えております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

##### 工事契約における収益認識

###### 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

進捗度に応じた工事契約の売上高	37,891,572千円
契約資産	4,733,006千円

###### 2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

見積総原価と発生総原価が相違した場合は、当連結会計年度末の履行義務の充足に係る進捗度の見積りに影響があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高の金額に影響を与える可能性があります。

##### 長期未収入金に対する貸倒引当金

###### 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

長期未収入金	2,697,843千円
貸倒引当金	△2,585,337千円

###### 2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

長期未収入金については回収先別に回収状況に懸念があると判断した場合に貸倒懸念債権に分類するとともに、個別に回収可能性を検討しております。

当該貸倒懸念債権の評価にあたっては、当該長期未収入金の回収先の財務内容を評価すること等で回収不能見込額を合理的に見積もっております。

この見積りにおいて用いた仮定は、当社グループが現在入手している情報に基づいて合理的に判断したものであり、将来の不確実な回収先の財務内容の変動等が良好な方向に見直すことになった場合、又、長期未収入金が返済された場合は翌連結会計年度以降の連結計算書類において貸倒引当金戻入額が計上されます。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,539,745千円
2. 国庫補助金等による圧縮記帳額  
国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。  
建物・構築物 56,200千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 21,103,514株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	312,299	16.5	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	246,688	13.0	2025年9月30日	2025年12月8日

(注) 2025年11月13日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金634千円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	326,862	利益剰余金	17.0	2026年3月31日	2026年6月29日

(注) 2026年6月26日開催の定時株主総会決議予定による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金5,100千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に首都圏での不動産開発事業を行うための事業計画に照らして必要に応じ、資金（主に銀行借入）を調達することとしております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは行っておりません。

## (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権および未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金等は、1年以内の支払期日ではありますが、流動性リスク（支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

## (3) 金融商品に係る信用リスク管理体制

### ① 信用リスクの管理

受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、未収入金、長期貸付金は、取引相手ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

### ② 市場リスクの管理

投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

### ③ 流動性リスクの管理

当社グループでは、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権、未収入金、工事未払金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位 千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	2,592,321	2,588,229	△4,092
(2) 長期未収入金	2,697,843	2,697,843	-
貸倒引当金	△2,585,337	△2,585,337	-
差引	112,506	112,506	-
資産計	2,704,828	2,700,736	△4,092

(注) 市場価格のない株式等 (単位 千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	14,581

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,552,321	-	-	2,552,321

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位 千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	-	35,908	-	35,908

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で当社が保有している地方債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

(1) 賃貸等不動産に関する事項

当社および連結子会社は、長野県内およびその他の地域に賃貸物件（土地を含む）を有しております。2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、99百万円（賃貸収益は、開発事業等売上高に、主な賃貸費用は、開発事業等売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
556,934	△11,662	545,272	530,936

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士の評価を基に、固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位 千円)

	報告セグメント			
	建設事業	エンジニアリング事業	開発事業等	計
売上高				
一定の期間にわたり移転される財・サービス	34,845,912	3,045,660	－	37,891,572
一時点で移転される財・サービス	625,608	23,671	1,910,658	2,559,938
顧客との契約から生じる収益	35,471,520	3,069,332	1,910,658	40,451,511
その他の収益	－	－	101,704	101,704
連結会社間の売上高	△320	－	△26,375	△26,695
外部顧客への売上高	35,471,200	3,069,332	1,985,987	40,526,520

(注) その他の収益は、不動産賃貸収入であります。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

### (1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価回収基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で工事契約に基づき収益を認識しております。

### (2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

## 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に工事契約による建築工事、土木工事、エンジニアリング工事において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振り替えられ請求に基づき支払を受けます。契約負債は、主に工事契約における顧客からの前受金であります。

(単位 千円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,810,727	9,126,393
契約資産	4,670,397	4,733,006
契約負債	2,548,773	3,313,535
当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれている額	-	2,548,773

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、33,774,141千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて2026年3月期から2029年3月期の間で収益を認識することを見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,383円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 167円22銭   |

(注) 1.1株当たり純資産額の算定上、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期末株式数は2,176,287株であり、このうち役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式の期末株式数は300,000株であります。

2.1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は2,176,287株であり、このうち役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式の期中平均株式数は300,000株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 新会社の設立

当社は、2026年4月16日開催の取締役会において、新たに長野県東御市に子会社（以下、「新会社」といいます。）を設立することを決議いたしました。

1.新会社設立の目的

新会社は、長野県東御市が推進する「東御市宿泊交流拠点整備運営事業」について維持管理・運営業務を担うことを目的としております。お客様に即したサービスをお届けできる体制を構築します。

2.新会社の概要

- (1) 名称 株式会社FTTマネジメント
- (2) 所在地 長野県東御市
- (3) 事業内容 長野県東御市を拠点とする宿泊・レストラン等の管理、企画運営、販売
- (4) 資本金 2億円
- (5) 設立年月日 2026年5月18日を予定
- (6) 出資主及び出資比率 当社100%出資

2. 自己株式の取得

当社は2026年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得する上限及びその具体的

な取得方法について決議いたしました。

1.取得の理由

資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2.自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 取得する株式の種類 普通株式

(2) 取得する株式の総数 1,000,000株（上限）（発行済み株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.28%）

(3) 株式の取得価額の総額 1,600,000,000円（上限）

(4) 取得予定日 2026年6月1日から2026年12月31日

(5) 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による買付け、または東京証券取引所における市場買付け

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>25,479,562</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,365,173</b>
現金預金	8,478,299	工事未払金	2,944,561
電子記録債権	860,763	未払金	641,800
完成工事未収入金及び契約資産	12,998,636	未払法人税等	906,252
販売用不動産	661,489	未払費用	225,183
未成工事支出金	997,979	契約負債	3,313,535
材料貯蔵品	48,714	前受金	1,137
短期貸付金	1,302,755	賞与引当金	651,031
その他の流動資産	130,925	役員賞与引当金	29,200
<b>固定資産</b>	<b>10,077,063</b>	完成工事補償引当金	104,342
<b>有形固定資産</b>	<b>3,676,446</b>	工事損失引当金	30,721
建物	1,084,494	株主優待引当金	210,000
構築物	27,418	その他の流動負債	307,406
機械装置	1,002,837	<b>固定負債</b>	<b>98,345</b>
車輜運搬用具	126,667	長期未払金	24,139
工具器具及び備品	82,805	資産除去債務	13,206
土地	1,312,468	退職給付引当金	13,076
建設仮勘定	39,754	その他の固定負債	47,923
<b>無形固定資産</b>	<b>64,864</b>	<b>負債合計</b>	<b>9,463,519</b>
借地権	26,523	<b>純資産の部</b>	<b>24,869,892</b>
温泉施設利用権	650	株主資本	2,888,492
ソフトウェア	37,691	資本金	2,344,439
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,335,752</b>	資本剰余金	1,995,602
投資有価証券	2,606,903	資本準備金	348,837
出資	292,136	その他資本剰余金	20,816,957
長期貸付金	4,529,096	利益剰余金	169,832
長期前払費用	34,509	利益準備金	20,647,125
敷金及び保証金	85,924	その他利益剰余金	35,530
繰延税金資産	61,660	固定資産圧縮積立金	3,460,000
その他の投資等	229,083	別途積立金	17,151,595
貸倒引当金	△1,503,561	繰越利益剰余金	△1,179,997
		自己株式	1,223,214
		評価・換算差額等	1,223,214
		その他有価証券評価差額金	26,093,106
<b>資産合計</b>	<b>35,556,626</b>	<b>純資産合計</b>	<b>26,093,106</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>35,556,626</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	38,540,853	
完 成 工 事 高		
開 発 事 業 等 売 上 高	463,267	39,004,120
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	31,330,168	
開 発 事 業 等 売 上 原 価	404,326	31,734,495
売 上 総 利 益	7,210,685	
完 成 工 事 総 利 益		
開 発 事 業 等 総 利 益	58,940	7,269,625
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,088,571
営 業 外 収 益		<b>4,181,054</b>
受 取 利 息 配 当 金	85,017	
受 取 保 険 金	66,957	
受 取 手 数 料	12,076	
そ の 他 営 業 外 収 益	4,960	169,011
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,018	
そ の 他 収 益	577	3,595
特 別 常 利 益		<b>4,346,470</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,639	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	149,560	155,200
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,620	4,620
税 引 前 当 期 純 利 益		<b>4,497,050</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,399,687	
法 人 税 等 調 整 額	△67,686	1,332,001
当 期 純 利 益		<b>3,165,049</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首の残高	2,888,492	1,995,602	-	1,995,602	169,832	36,961	3,460,000	14,544,102	18,210,895
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,431		1,431	-
自己株式の取得									
自己株式の処分			348,837	348,837					
剰余金の配当								△558,987	△558,987
当期純利益								3,165,049	3,165,049
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計			348,837	348,837		△1,431		2,607,493	2,606,061
当期末の残高	2,888,492	1,995,602	348,837	2,344,439	169,832	35,530	3,460,000	17,151,595	20,816,957

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首の残高	△831,160	22,263,830	953,652	953,652	23,217,482
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					-
自己株式の取得	△463,437	△463,437			△463,437
自己株式の処分	114,600	463,437			463,437
剰余金の配当		△558,987			△558,987
当期純利益		3,165,049			3,165,049
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			269,562	269,562	269,562
事業年度中の変動額合計	△348,837	2,606,061	269,562	269,562	2,875,624
当期末の残高	△1,179,997	24,869,892	1,223,214	1,223,214	26,093,106

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法

子会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法に株式等以外のものより処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない……移動平均法に基づく原価法

株式等

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし1998年4月1日以後取得の建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

受取債権及び貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込み額を計上しております。

##### (4) 完成工事補償引当金

完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

##### (5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

##### (6) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持ち受注工事のうち損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。

##### (7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

### (1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価回収基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で工事契約に基づき収益を認識しております。

### (2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

## 6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

### (追加情報)

#### 保有目的の変更

前事業年度末において「販売用不動産」に計上していた土地61,292千円を「固定資産」に振替えております。

### (表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において「その他の有形固定資産」に含めていた「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。また、前事業年度に

において「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「出資金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

工事契約における収益認識

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

進捗度に応じた工事契約の売上高	37,891,572千円
契約資産	4,733,006千円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報については、連結計算書類 連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 2.「連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関係会社融資の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

短期貸付金	1,300,000千円
未収入金	2,757千円
長期貸付金	4,500,000千円
関係会社に対する債権合計	5,802,757千円
貸倒引当金	△1,500,061千円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社に対する債権については、貸付金額で計上しております。但し、貸付先の子会社が債務超過であるため、債務超過相当額について貸倒引当金を計上しております。なお、翌事業年度以降に関係会社の債務超過額が減少した場合、又、関係会社に対する債権が返済された場合は、貸倒引当金戻入額が計上されます。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,261,365千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	1,302,757千円
長期金銭債権	4,500,000千円

(3) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物・構築物	56,200千円
--------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

完成工事売上高	320千円
---------	-------

開発事業等売上高	11,103千円
----------	----------

完成工事原価	15,272千円
--------	----------

営業取引以外の取引高	11,817千円
------------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	2,176,287株
-------------------	------------

(注) 自己株式の数には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式(300,000株)が含まれております。

## (税効果会計に関する注記)

## 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生別内訳

## 繰延税金資産

長期未払金	7,505千円
販売用不動産評価損	76,531千円
貸倒引当金	467,457千円
賞与引当金	202,405千円
社会保険未払費用	40,375千円
完成工事補償引当金	32,440千円
工事補償引当金	9,551千円
資産除去債務	41,220千円
未払事業税	46,665千円
試験研究費	57,494千円
減損損失	61,316千円
その他	56,224千円
繰延税金資産小計	1,099,187千円
評価性引当金	△469,638千円
繰延税金資産合計	629,549千円

## 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	551,875千円
固定資産圧縮積立金	16,013千円
繰延税金負債合計	567,889千円

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ヤマウラ 企画開発 株式会社	東京都 中央区	200,000	不動産の 売買・ 賃貸借	所有 直接100%	資金援助	資金の貸付	1,300,000	短期 貸付金	1,300,000
							貸付金の 回収	300,000	長期 貸付金	4,500,000
							貸付金利息 の受取	908	未収入金	908

- (注) 1. ヤマウラ企画開発(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
2. ヤマウラ企画開発(株)への貸付金に対し、1,500,061千円の貸倒引当金の計上(当事業年度において貸倒引当金戻入額149,560千円を計上)をしております。

(収益認識に関する注記)

連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,378円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 167円22銭   |

(注) 1.1株当たり純資産額の算定上、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期末株式数は2,176,287株であり、このうち役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式の期末株式数は300,000株であります。

2.1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は2,176,287株であり、このうち役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式の期中平均株式数は300,000株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は2026年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得する上限及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

1.取得の理由

資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2.自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 取得する株式の種類 普通株式

(2) 取得する株式の総数 1,000,000株（上限）（発行済み株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.28%）

(3) 株式の取得価額の総額 1,600,000,000円（上限）

(4) 取得予定日 2026年6月1日から2026年12月31日

(5) 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による買付け、または東京証券取引所における市場買付け

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社 ヤマウラ  
取締役会 御中

かがやき 監 査 法 人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 上 田 勝 久  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 克 則  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマウラの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマウラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社 ヤマウラ  
取締役会 御中

かがやき 監 査 法 人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 上 田 勝 久  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 克 則  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマウラの2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ががやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ががやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

株式会社ヤマウラ 監査等委員会

監査等委員	萩原浩一	㊟
監査等委員	中坪敬治	㊟
監査等委員	神戸美佳	㊟
監査等委員	安部正明	㊟
監査等委員	中村文雄	㊟

(注) 監査等委員中坪敬治、神戸美佳、安部正明及び中村文雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 | 長野県駒ヶ根市北町22番1号  
当社本社 6階会議室



## 交通のご案内



電車

JR飯田線 駒ヶ根駅 下車 徒歩約7分



車

中央自動車道 駒ヶ根インターから車で約6分